

## PD 諮問委員会規約

2006年3月9日制定 2009年6月26日改正 2018年3月8日改正 2024年5月16日改正

1. **適用範囲** この規約は、NDIS 0603 に規定されている PD 諮問委員会（以下、「委員会」という。）の運営に適用する。
2. **目的** 委員会は、PD 認証システムの中立性、透明性を確保し、かつ PD 認証活動の不遍性を維持するため、PD 認証システムの運営に係わる PD 認証機関、PD 資格試験機関、PD 試験センター及び PD 研修センター（以下、「各機関」という。）に対し助言及び意見具申を行うことを目的とする。
3. **役割** 委員会の役割は、以下のとおりとする。
  - (1) PD 認証システムの運営に関する適切性の確認  
JIS Q 17024 に準拠して、各機関が、中立性、透明性を確保しながら PD 認証システムを運営しているかどうかを評価し、その評価結果に基づいて各機関に対し助言及び意見具申を行うこと。
  - (2) PD 認証システムに係る評価  
最新の技術的知見の PD 認証制度への反映など PD 認証システムの技術的能力の適切性、維持、及び向上や国際的調和など、制度運営に関する評価を行い、その評価結果に基づいて各機関に助言及び意見具申を行うこと。
4. **委員構成**
  4. 1 委員は、非破壊試験に関連する学協会、各種委員会、使用者、供給者、政府の部局及びその他の関連団体の代表者などによって構成され、PD 認証運営委員会に対し、諮問事項の答申及び意見具申を行わなければならない。この構成委員は、非破壊試験の認証資格及び／又は経験の適切な組合せによって、この業務に適格な者でなければならない。
  4. 2 委員の選任は委員会が行う。
  4. 3 委員長の選任は委員の互選による。
  4. 4 副委員長は委員長が選定する。
5. **委員の委嘱と任期**
  5. 1 上記 4 項で選任された委員長、副委員長及び委員の委嘱は、事務局である（一社）日本非破壊検査協会の会長が行う。
  5. 2 任期
    5. 2. 1 委員の任期は 1 期 2 年とし、再任できる。
    5. 2. 2 委員長及び副委員長の任期は 1 期 2 年で、それぞれ 1 期を限りとして、再任できる。
6. **運営**
  6. 1 委員長は、委員会の会務を統轄する。
  6. 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代行する。

## **7. 会議**

7. 1 委員長は、少なくとも年1回、委員会を招集し、議長となる。
7. 2 会議は、構成員現在数の過半数の出席により成立する。出席委員数には、委任状提出委員を含める。
7. 3 事務局は、委員会の透明性確保のため委員会規約のほか委員氏名、委員会議事録等を公開する。

## **8. 苦情処理**

8. 1 委員会は、別途定める「PD 諮問委員会苦情処理規定」に従って処理する。
8. 2 各機関は、受けた苦情及び異議申立てに関する内容とその対策を委員会に報告する。

**9. 事務局** 委員会の運営に係る事務局は、(一社)日本非破壊検査協会とする。

**10. 改廃** この規約の改廃は、委員会において、委員の五分之四の賛同を得て委員会が行う。